

(別紙 兵庫県告示第 1326 号の 2)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項に基づき、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 4 管理年度における数量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 3 年 12 月 24 日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まあじ	兵庫県まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	兵庫県まいわし漁業	現行水準